

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本プロポーザルは令和5年度契約の準備行為であり、契約の締結は本事業に係る予算が成立し、予算配当があることを条件とします。

令和4年11月18日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区内介護事業所等へのPCR検査等業務委託

#### (2) 目的

新型コロナウイルス感染症による陽性者を早期に発見・対応することで、感染拡大防止、重症化防止、クラスター抑制を図るとともに、世田谷区内事業所等(介護事業所、障害者施設、児童養護施設、保育園、幼稚園、小中学校、新BOP等)の社会的インフラを継続的に利用できるよう、サービスの休止を抑制する。

#### (3) 履行内容

業務内容の主な項目は以下のとおり。

##### PCR検査等業務

- ・案内通知発送
- ・予約受付
- ・検査実施日時の確定及び受検案内
- ・検査予約及び実施状況報告
- ・検査
- ・診断・結果報告
- ・陽性と診断した検体の世田谷保健所等への提出
- ・陽性と診断した受検者の検査測定値の提出

##### 抗原定性検査受付・配送業務

- ・抗原定性検査キット等の用意
- ・簡易キット申し込み受付
- ・申し込み事業所等への通知
- ・簡易キットの発送
- ・保護者あて説明文の印刷及び封入
- ・申し込み受付・発送状況報告

#### (4) 契約期間及び履行期間

令和5年(2023年)4月1日～令和5年(2023年)9月30日(予定)

令和5年度下半期(2023年10月)以降についても、感染状況によっては、本事業に係る予算配当があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ受託事業者と随意契約する場合がある。その際の委託業務の体制及び予定数量等については、その都度協議する。

## 2 本プロポーザルに参加表明するにあたっての留意事項

(1) 参考仕様書に記載の予定数量は、あくまで現時点の想定であり、契約時の仕様書においては数量が大幅に変動する可能性がある。

また、今後の新型コロナウイルスの感染状況や、国や都の新たな取組、基準が示された場合、事業内容を変更する可能性がある。その場合は区と受託者が協議の上、決定する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年十月二日号外法律第百十四号)に基づく国の制度変更等により、検査の必要性が無くなった場合は下記の対応とする。

本プロポーザル期間中または終了後、契約締結前までに検査の必要性が無くなった場合

区は本件プロポーザルを中止または無効とすることができる。その際の準備等に係る経費について、区は一切負担しない。

契約期間中に検査の必要性が無くなった場合

区は契約を終了することができる。その際の固定費に係る支払い率については、区と受託者が協議の上、決定する。

## 3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。  
また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない又は事実上経営に参加していないこと。

(6) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有すること。

(7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得していること。

(8) これまで官公庁から受託した業務において、コールセンター運営業務及び新型コロナウイルス感染症に係る訪問による検体採取業務の実績を有すること。

## 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 5 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) 全体共通(事業遂行能力、提案力等)
- (2) 随時検査(予約受付、検体採取、精度管理等)
- (3) 抗原定性検査(簡易キット調達能力、発送等)
- (4) その他(価格、プレゼンテーション・ヒアリング)

## 6 手続き等

### (1) 担当部署

世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階23番窓口

電話：03-5432-2941 FAX 03-5432-3104

E-mail：[SEA03662@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA03662@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

ホームページ：

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/d00201195.html>

(世田谷区内介護事業所等へのPCR検査等業務委託 事業者選定に係るプロポーザルについて)

受付時間：土日・祝日を除く9時～12時及び13時～17時(要事前連絡)

### (2) 説明書等の交付期間、交付場所及び方法

交付期間

令和4年11月18日(金)～令和4年11月30日(水)

交付場所及び方法

上記(1)のホームページからダウンロードまたは窓口で配布

### (3) 参加表明書の提出期間、提出先及び方法

提出期間

令和4年11月18日(金)～令和4年11月30日(水)17時(必着)

提出先及び提出方法

上記(1)の窓口へ、持参に限る。

### (4) 質問・回答

質問受付期間

令和4年12月5日(月)～令和4年12月8日(木)17時(必着)

質問方法

所定の様式に記載し、上記(1)のメールアドレスへ提出

回答日及び回答方法

令和4年12月14日(水)に、質問内容及び回答を本件参加表明者(辞退者除く)の全員に、電子メールで送信する。

### (5) 提案書等の提出期間、提出先及び方法

提出期間

令和4年12月14日(水)～令和5年1月5日(木)正午(必着)

## 提出先及び提出方法

上記(1)の窓口へ、持参に限る。

### 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 提案に係る一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (6) 区は、参加表明書及び提案書等の提出書類(以下、「提出書類」という。)を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合や審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (8) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提出書類の複製を作成することができる。
- (9) 提出期間後の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出された提出書類は返還しない。
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提出書類を提出した者の商号・名称並びに提出書類を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 提出書類の提出後に「3 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、書面審査、プレゼンテーション・ヒアリング審査及び契約交渉相手方の選定の対象としない。
- (14) 本プロポーザルは受託事業者の選定を目的としており、区は提出書類の内容に拘束されない。
- (15) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (16) 提出書類の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (17) 詳細は、説明書等による。